茨城県障害者支援施設等に準ずる者の認定基準

(目的)

第1条 この基準は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の3第1項の 規定に基づき、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号に規定す る障害者支援施設等に準ずる者(以下「認定団体」という。)の認定を行うに当たり、必要な 事項を定めるものとする。

(認定基準)

- 第2条 認定団体は、次の各号すべてに該当するものとする。
 - (1) 茨城県内に主たる事業所を有する法人であること。
 - (2) 適切な業務遂行能力を有すること。
 - (3) 障害者の自立の促進,就労機会の確保及び工賃の向上を目的に,相当数の国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する障害者就労施設に対して,既に受注業務のあっせん又は仲介等の共同受注窓口業務を行っていること。
 - (4) 法令等に違反していないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団等に該当していないこと。
 - (6) 税を滞納していないこと。

(認定の申請)

第3条 認定団体として認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(認定)

- 第4条 知事は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、地方自治法施行規則第12 条の2の3第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づき、認定団体として認定をしたときは認定通知書(様式第2号) により、認定しないこととしたときは非該当通知書(様式第3号)により、速やかに当該申請 者に通知するものとする。
- 3 知事は、第2条の規定に該当することを確認するに当たり、必要と認めたときは、当該申請者を訪問し、聴き取り等の実態調査を行うことができる。

(認定団体の公表)

- 第5条 知事は、前条第2項の認定を受けた者について、名簿を作成し公表するものとする。 (認定事項の変更)
- 第6条 認定団体の認定を受けた者が、認定事項に変更が生じたときは、速やかに変更届(様式 第4号)により、知事に届け出なければならない。

(認定の辞退)

- 第7条 認定団体の認定を受けた者が、認定を辞退するときは、辞退届(様式第5号)により、 知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

(認定の取消し)

- 第8条 知事は、認定団体としての認定を受けた後に、第2条の規定に該当しないと思料されるときは、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づき、認定団体の認定を取り消すこととしたときは、速やかに認定 取消し通知書(様式第6号)により、当該認定団体に通知するとともに、その旨を公表するも のとする。

(報告)

第9条 知事から報告の求めがあったときは、認定団体は知事に報告しなければならない。 (庶務)

第10条 この基準に関する事務は、茨城県保健福祉部障害福祉課において処理する。 (その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、平成28年9月7日から施行する。

認定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地名 称代表者職・氏名

印

(連絡先)

担 当 者 電 話 ファクシミリ 電子メール

茨城県障害者支援施設等に準ずる者の認定基準(以下「認定基準」という。)第3条の規定に基づき、障害者支援施設等に準ずる者としての認定を受けたいので申請します。

なお、認定基準第2条各号すべてに該当すること及びこの申請書類に記載の事項は事実に相違ないことを誓約します。

(添付資料)

- 1 定款またはこれに代わるもの(規約その他団体の目的、組織及び運営方法等を定めたもの)
- 2 直近の活動実績(業務を開始してから1年以上経過している場合は,直近1年間の実績, 1年未満の場合は、業務開始以降の実績すべて)
- 3 受注業務をあっせん又は仲介する障害者就労施設一覧(別紙)

様式第1号(第3条関係)別紙

受注業務をあっせん又は仲介する障害者就労施設一覧

No.	法人名	事業所名	施設 種別	所在地
(\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				

(注意事項)

- 1 申請日現在で記入すること。
- 2 施設種別には、①障害者支援施設、②生活介護事業所、③就労移行支援事業所、④就労継続 支援A型事業所、⑤就労継続支援B型事業所、⑥地域活動支援センター、⑦小規模事業所に分 類して記入すること。
- 3 行数が不足する場合は、適宜追加すること。

認定通知書

年 月 日

殿

茨城県知事

茨城県障害者支援施設等に準ずる者の認定基準第4条第2項の規定に基づき、貴法人を認定団体として認定したので通知します。

非該当通知書

年 月 日

殿

茨城県知事

茨城県障害者支援施設等に準ずる者の認定基準第4条第2項の規定に基づき、下記により貴法 人を認定団体として認定しないこととしたので通知します。

記

変更届

年 月 日

茨城県知事

所在地名称

代表者職・氏名 印

(連絡先)

担 当 者 電 話 ファクシミリ

電子メール

茨城県障害者支援施設等に準ずる者の認定基準第6条の規定に基づき、次のとおり認定事項に 変更がありましたので届け出ます。

変更事項	変更前	変更後

辞退届

年 月 日

茨城県知事 殿

所在地名称

代表者職・氏名 印

(連絡先)

担 当 者 電 話 ファクシミリ 電子メール

茨城県障害者支援施設等に準ずる者の認定基準第7条の規定に基づき、下記により認定を辞退したいので届け出ます。

記

認定取消通知書

年 月 日

殿

茨城県知事

茨城県障害者支援施設等に準ずる者の認定基準第4条第2項の規定に基づき、下記により貴法 人を認定団体として認定しないこととしたので通知します。

記